

新型コロナウイルス感染症の影響等で

生活にお困りの方へ

【住居確保給付金】

住まい

離職・廃業から2年以内の方 又は 休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方に、家賃相当額を原則3か月支給します。また、期間を限定した特例として、再支給申請が可能となりました。（※一定の要件に該当した場合支給されます。）

- ◎支給額には上限があり、収入額によって変わります。（最長9か月）
- ◎受給中は、誠実かつ熱心な求職活動等が必要です。
- ◎その他収入要件、資産要件などがあります。
- ◎特例の再支給申請の受付期間は令和3年9月末まで。
- ◎特例の再支給申請の受給期間は原則3か月です。

【生活福祉資金の特例貸付】（令和3年8月末まで）

生活資金

新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金にお悩みの方への貸付制度。
※申請は港区社会福祉協議会（6575-1212）へお電話ください。

緊急小口資金： 緊急・一時的に生活費が必要な方
貸付金額 20万円以内

総合支援資金： 生活再建までの間の生活費が必要な方（原則3か月以内）
単身世帯 月15万円以内
複数世帯 月20万円以内

相談

仕事のこと、家族のことなど、お困りごとの相談をお聞きします。
ひとりで悩まず、ご相談ください。

詳しくは、大阪市港区役所内 2階
くらしのサポートコーナー（6576-9897）まで

